

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	平成29年6月27日
【会社名】	G F A 株式会社
【英訳名】	GFA Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 高木 良
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山二丁目2番15号
【電話番号】	(03)6432-9140 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部 主任 飛田 津由佳
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山二丁目2番15号
【電話番号】	(03)6432-9140 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部 主任 飛田 津由佳
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年6月23日開催の当社第16回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成29年6月23日

(2) 当該決議事項の内容
第1号議案 定款一部変更の件
定款の一部を、下記の通り変更する。

(下線部分は変更箇所を示す。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>18,000,000株</u>とする。</p> <p>第6条～第28条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第31条～第45条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>32,000,000株</u>とする。</p> <p>第6条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになることに備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>第31条～第45条 (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役4名選任の件
取締役として、高木良氏、田中満氏、松苗晃氏、武藤弥氏を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件
監査役として、田中紀行氏を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件
補欠監査役として、豊崎修氏を選任する。

第5号議案 会計監査人選任の件
会計監査人として、興亜監査法人を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	42,415	61	-	可決 99.9
第2号議案				
高木良	42,415	61	-	可決 99.9
田中満	42,424	52	-	可決 99.9
松苗晃	42,424	52	-	可決 99.9
武藤弥	42,424	52	-	可決 99.9
第3号議案	42,418	58	-	可決 99.9
第4号議案	42,410	66	-	可決 99.8
第5号議案	42,412	64	-	可決 99.8

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次の通りであります。

第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。第2号議案、第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。第5号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 賛成の割合の計算方法は次の通りであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の全ての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上